一　法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ及びハに該当する場合以外の場合　二万八千円（軽減を受ける者にあつては、二万八千円に軽減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）

ロ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合（軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合　二万八千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

ハ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　国以外の各共有者ごとに二万八千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

二　［略］

2　［略］

3　前二項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（国際予備審査請求書の不備の事由）

第六十三条　法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二　［略］

三　法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定（法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反していること。

四・五　［略］

2　［略］

（持分の記載等）

第八十三条　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定により法第十八条第一項に規定する手数料を納付するときは、第四十九条の二に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定により法第十八条第二項（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）に規定する手数料を納付するとき（軽減を受ける者を含む者の共有に係るときを除く。）は、願書若しくは国際予備審査請求書に国以外の者の持分の割合を記載した書面を添付するか又は第七十八条に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定により法第八条第四項に規定する手数料を納付するときは、第四十三条第二項に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一　法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合　二万八千円（産業競争力強化法第六十六条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円）

［新設］

［新設］

［新設］

二　［略］

2　［略］

［新設］

（国際予備審査請求書の不備の事由）

第六十三条　法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二　［略］

三　法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七条第一項から第三項までの規定（法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反していること。

四・五　［略］

2　［略］

［新設］